固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租　税　公　課	関連する固定資産価額比
固定資産税等	管理部門等の人件費比
事　業　所　税	事業所税

(2)　各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを１回線として換算する。）又は取扱量比

3　基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記２の基準に準じて算定すること。

4　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

5　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備	第二章　［同上］
［第一節～第五節　略］	［第一節～第五節　同上］
第六節　第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第三十六条の十）	
第三章　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備	第三章　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策	第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十七条―第四十条）
第一款　第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第三十六条の十一―第四十条）	
第二款　第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十条の二―第四十条の四）	
［第二節～第四節　略］	［第二節～第四節　同上］
第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十四条・第四十四条の二）	第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十四条・第四十五条）
第六節　第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）	
第四章　第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備	第四章　適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
［第一節～第五節　略］	［第一節～第五節　同上］
［第五章・第六章　略］	［第五章・第六章　同上］
附則	附則